

長崎駅前交通拠点整備事業計画検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「長崎駅前交通拠点整備事業計画検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、長崎市中心部の交通結節機能強化の基本計画を踏まえ、長崎駅前の交通拠点の機能強化に関する整備方針及び事業計画のとりまとめに向けて検討を行い、計画の具体化を図ることを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、以下の事項について検討を行う。

- (1) 整備方針及び事業計画に係る事項
- (2) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するため、有識者、交通事業者、行政機関をもって組織し、委員の構成は別紙のとおりとする。

- 2 委員の追加・変更は、検討会の承認を得るものとする。
- 3 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 委員の任期は、事業計画の策定が完了するまでとする。

(座長)

第5条 検討会に座長を置き、委員の互選をもって充てる。

- 2 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 座長は、必要があると認めたとき、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(検討会の運営)

第6条 検討会は、第3条に規定する事項を審議するため、必要に応じ、事務局が招集する。

- 2 検討会は、運営にあたり必要な資料等を委員に求めることができる。

(守秘義務)

第7条 各委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(検討会の公開について)

第8条 この検討会の審議は非公開とする。なお、検討会の資料（参考資料を除く）及び議事要旨については、後日公表するものとする。

(規約の変更)

第9条 本規約の改正等は、出席委員の過半数以上の賛同をもって行うことができる。

(事務局)

第10条 検討会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 事務局は、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所計画課、長崎県土木部都市政策課及び長崎市土木部土木企画課に置くものとする。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会においてその都度審議して定めるものとする。

附則

本規約は、令和6年7月17日より適用する

長崎駅前交通拠点整備事業計画検討会

委員名簿

(敬称略・順不同)

	所 属	氏名	備 考
有 識 者	東京大学大学院工学系研究科（工学部） 教授	羽藤 英二	
	長崎県立大学地域創造学部公共政策学科 教授	西岡 誠治	
交 通 事 業 者	九州旅客鉄道株式会社 経営企画部 担当部長	神崎 諭	
	長崎県交通局 乗合事業部長	柿原 幸記	
	長崎自動車株式会社 自動車部長	吉村 武匡	
	長崎電気軌道株式会社 経営企画室長	向 賢治	
	長崎市タクシー協会 専務理事	野口 博文	
行 政 機 関	国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市調整官	三宅 伸宏	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部 道路調査官	新保 二郎	
	国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所長	大場 慎治	
	長崎県 土木部長	中尾 吉宏	座長
	長崎県 土木部 参事監	椎名 大介	
	長崎県警察本部 交通部長	田川 佳幸	
	長崎市 土木部長	川原 直樹	
	長崎市 まちづくり部長	赤倉 史明	

<事務局>

国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 計画課

長崎県 土木部 都市政策課

長崎市 土木部 土木企画課